

監 第 1 3 0 号
農 保 第 3 6 9 号
環 林 第 1 1 7 5 号
漁 港 第 1 0 0 1 号
令和 7 年 2 月 6 日
(監 理 課 扱 い)
(農 地 保 全 課 扱 い)
(環 境 林 務 課 扱 い)
(漁 港 漁 場 課 扱 い)

各地域振興局長 }
各支庁長 } 殿
部内各課(室)長 }

土 木 部 長
農 政 部 長
環 境 林 務 部 長
商工労働水産部長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて（通知）

このことについて、令和6年12月13日に施行された改正建設業法では「監理技術者等の専任義務の合理化」と「営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例」が新設され、法令の要件を満たすことで、監理技術者等及び営業所技術者等は専任を要する工事を兼務することが可能となりました。

ついては、土木部、農政部、環境林務部及び商工労働水産部の取扱いを下記のとおりとしましたので通知します。

なお、令和3年7月6日付けで通知した「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて（通知）」は、廃止します。

記

1 建設業法第26条第3項第1号（監理技術者等の専任義務の合理化）について

(1) 兼務の要件

次の要件を全て満たすことで兼務が可能

- ア 各建設工事の請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- イ 主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- ウ 監理技術者等を置こうとする建設業者に連なる下請次数が3次以内であること。
- エ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を各工事現場に置くこと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者とする。
- オ 各工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- カ 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
- キ 監理技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ク 兼務する建設工事の数は2件まで。

(2) 手続

ア 提出資料

(1)の要件により監理技術者等を兼務させる建設業者は、人員の配置を示す計画書（様式1）を契約担当者に提出しなければならない。

イ 提出期限

(ア) 指名競争入札の場合

落札決定後、契約締結までに様式1を提出

(イ) 一般競争入札の場合

入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限までに様式1を提出

(ウ) 工事途中で(1)の要件により兼務する場合

工事打合せ簿に様式1を添付して提出

2 建設業法第26条第3項第2号（旧建設業法における特例監理技術者相当）について

(1) 兼務の要件

次の要件を全て満たすことで兼務が可能

ア 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、配置する建設工事の工種に応じた主任技術者に該当する者で、かつ、当該工種に応じた一級施工管理技士の一次検定に合格した者又は配置する建設工事の工種に応じた監理技術者に該当する者であること。

ウ 兼務する建設工事は2件まで。

エ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

オ 兼務する工事は、次の(ア)又は(イ)を満たしていなければならない。

(ア) 同一の地域振興局又は支庁管内に属する工事

	属する市町村
鹿児島地域	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村
南薩地域	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
北薩地域	阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町
始良・伊佐地域	霧島市、伊佐市、始良市、湧水町
大隅地域	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町 錦江町、南大隅町、肝付町
熊毛地域	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
大島地域	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町 徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

(イ) 工事現場の相互間隔が概ね10キロメートル以内の範囲に属する工事

カ 兼務する監理技術者は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

キ 兼務する監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、書面により明らかにすること。

(2) 兼務を認めない工事

(1)の要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する工事は、専任の監理技術者を配置しなければならない。

ア 鹿児島県建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（平成16年9月19日告示第1442号）に基づき、共同企業体として入札に参加又は工事を施工する工事

イ 鹿児島県低入札価格調査実施要領（平成8年11月1日）第4条に規定する低入札価格調査対象工事

ウ その他良好な施工の確保の観点から、監理技術者を専任で配置することが望ましいと発注者が認める工事

(3) 手続

ア 提出資料

(1)の要件により監理技術者を兼務させようとする建設業者は、監理技術者の兼務を予定している場合の確認事項(様式2)を契約担当者に提出しなければならない。

イ 提出期限

(ア) 指名競争入札の場合

落札決定後、契約締結までに様式2を提出

(イ) 一般競争入札の場合

入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限までに様式2を提出

(ウ) 工事途中で(1)の要件により兼務する場合

工事打合せ簿に様式2を添付して提出

3 建設業法第26条の5（営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例）について

(1) 兼務の要件

次の要件を全て満たすことで兼務が可能

ア 営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）が置かれている営業所で契約締結された建設工事であること。

イ 各建設工事の請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。

ウ 営業所技術者等を置こうとする営業所と工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

エ 営業所技術者等を置こうとする建設業者に連なる下請次数が3次以内であること。

オ 営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を営業所及び工事現場に置くこと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の連絡員の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者とする。

カ 各工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。

ク 営業所技術者等が営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ケ 兼務する建設工事の数は1件まで。

(2) 手続

ア 提出資料

(1)の要件により営業所技術者等を兼務させる建設業者は様式1を契約担当者に提出しなければならない。

イ 提出期限

(ア) 指名競争入札の場合

落札決定後、契約締結までに様式1を提出

(イ) 一般競争入札の場合

入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限までに様式1を提出

(ウ) 工事途中で(1)の要件により兼務する場合

工事打合せ簿に様式1を添付して提出

4 適用日

令和7年2月6日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

なお、令和7年2月5日以前に公告又は指名通知を行った工事についても上記要件を満たしていれば、監理技術者等が兼務することは可能とする。

監理技術者制度運用マニュアル

- 工事途中において、請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は兼務できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- 1(1)イ及び3(1)ウにおける移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- 1(1)エ及び3(1)オにおける連絡員は各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また、1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。
- 連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。
- 連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。
- 1(1)カ及び3(1)カにおける情報通信技術とは、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- 1(1)キ及び3(1)クにおける情報通信機器とは、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。
- 「専任を要する工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することも可能。ただし、その場合「専任を要しない工事現場」についても1(1)及び3(1)の要件を満たす必要がある。

建設業法施行令の一部改正(令和7年2月1日施行)

建設業法施行令に定める金額について、令和4年度以降の建設工事費の高騰に伴い、それぞれ以下のとおり見直されている。

見直し対象	現行	改正後
特定建設業の許可を要する下請代金額の下限 (建設業法第3条第1項第2号、令第2条)	4,500万円 (7,000万円 ※1)	5,000万円 (8,000万円 ※1)
施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限 (建設業法第24条の8第1項、令第7条の4)	4,500万円 (7,000万円 ※2)	5,000万円 (8,000万円 ※2)
専任の監理技術者等を要する建設工事の請負代金額の下限(建設業法第26条第3項、令第27条第1項)	4,000万円 (8,000万円 ※2)	4,500万円 (9,000万円 ※2)
特定専門工事 ※3の対象工事となる建設工事の下請代金額の上限(建設業法第26条の3第2項、令第30条第2項)	4,000万円	4,500万円

※1 建築工事業の場合

※2 建築一式工事の場合

※3 土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、施工技術が画一的であり、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事

人員の配置を示す計画書

年 月 日

対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
建設業者	名称(イ※1)				
	所在地(イ)				
主任技術者又は 監理技術者 (営業所技術者 又は特定営業 所技術者)	氏名(ロ)				
	所属営業所名(ロ)				※17条の5の場合のみ記載
	一日平均の 法定外労働時間(ハ)	見込み時間		実績時間	
建設工事1	工事名称(二(1))				
	工事現場所在地(二(1))				
	契約締結営業所(二(1))	名称			※17条の5の場合のみ記載 ※上記営業所と同じ必要である必要
		所在地			
	建設工事の内容(二(2))				※法別表第1上段のどれか
	請負代金の額(二(3))				※1億円未満(建築一式工事の場合は 2億円未満)である必要
	移動時間(二(4))				※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内 である必要
	下請次数(二(5))				※3次以内である必要
	工事現場の施工体制の 確認方法(二(7))				
	情報通信機器(二(8))				
	連絡員(二(6))	氏名			
		所属会社			
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の 場合に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間	
				年 月	～ 年 月
			年 月	～ 年 月	
合計			年 月		
建設工事2	工事名称(二(1))				
	所在地(二(1))				
	建設工事の内容(二(2))				※法別表第1上段のどれか
	請負代金の額(二(3))				※1億円未満(建築一式工事の場合は 2億円未満)である必要
	移動時間(二(4))				※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内 である必要
	下請次数(二(5))				※3次以内である必要
	工事現場の施工体制の 確認方法(二(7))				
	情報通信機器(二(8))				
	連絡員(二(6))	氏名			
		所属会社			
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の 場合に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間	
				年 月	～ 年 月
				年 月	～ 年 月
			合計	年 月	

※1:建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第17条の2第1項第5号又は第17条の5第1項第5号の該当する号等, 他同じ

人員の配置を示す計画書

年 月 日

対象期間	監理技術者等が兼務する期間を記載 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
------	---

建設業者	名称(イ※1)	(株)〇〇建設				
	所在地(イ)	鹿児島市〇丁目〇〇〇-〇〇				
	氏名(ロ)	建設 太郎				
	所属営業所名(ロ)	対象期間における1日平均の法定外労働時間の見込を記載。実績時間は対象期間終了後に建設業者が記載するため、様式1を提出する時点では記載不要。				※17条の5の場合のみ記載
主任技術者又は監理技術者 (営業所技術者又は特定営業所技術者)	一日平均の法定外労働時間(ハ)	見込み時間	〇時間	実績時間		

建設工事1	工事名称(二(1))	〇〇〇工事(R〇-〇工区)					
	工事現場所在地(二(1))	鹿児島市〇丁目〇-〇					
	契約締結営業所(二(1))	名称			※17条の5の場合のみ記載 ※上記営業所と同じ必要である必要		
		所在地					
	建設工事の内容(二(2))	土木一式工事			※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額(二(3))	8,000万円			※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要		
	移動時間(二(4))	1時間			※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要		
	下請次数(二(5))	3			※3回以内である必要		
	工事現場の施工体制の確認方法(二(7))	建設キャリアアップシステム、建設キャリアアップシステムとAPI連携したシステム等					
	情報通信機器(二(8))	スマートフォン、タブレット端末、WEB会議システム等					
	連絡員(二(6))	氏名	建設 一朗				
		所属会社	(株)〇〇建設				
		実務の経験 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上である必要	工事名称	期間			
〇〇工事			令和5年1月 ～ 令和5年10月				
〇〇工事			令和6年1月 ～ 令和6年8月				
合計		1年 6月					

建設工事2	工事名称(二(1))	〇〇〇工事(R〇-〇工区)					
	所在地(二(1))	鹿児島市〇丁目〇-〇					
	建設工事の内容(二(2))	舗装工事			※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額(二(3))	4,600万			※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要		
	移動時間(二(4))	1時間			※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要		
	下請次数(二(5))	1			※3回以内である必要		
	工事現場の施工体制の確認方法(二(7))	建設キャリアアップシステム、建設キャリアアップシステムとAPI連携したシステム等					
	情報通信機器(二(8))	スマートフォン、タブレット端末、WEB会議システム等					
	連絡員(二(6))	氏名	建設 二郎				
		所属会社	(株)〇〇建設				
		実務の経験 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上である必要	工事名称	期間			
				年 月 ～ 年 月			
				年 月 ～ 年 月			
合計		年 月					

※1:建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第17条の2第1項第5号又は第17条の5第1項第5号の該当する号等, 他同じ

(様式1)

営業所技術者等が兼務する場合(記入例)

人員の配置を示す計画書

年 月 日

対象期間	営業所技術者等が兼務する期間を記載 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日					
建設業者	名称(イ※1)	(株)〇〇建設				
	所在地(イ)	鹿児島市〇丁目〇〇〇-〇〇				
	氏名(ロ)	建設 太郎				
	所属営業所名(ロ)	(株)〇〇建設		※17条の5の場合のみ記載		
主任技術者又は 監理技術者 (営業所技術者 又は特定営業 所技術者)	一日平均の 法定外労働時間(ハ)	見込み時間	〇時間	実績時間		
建設工事1	工事名称(二(1))	〇〇〇工事(Ｒ〇-〇工区)				
	工事現場所在地(二(1))	鹿児島市〇丁目〇-〇				
	契約締結営業所(二(1))	名称	(株)〇〇建設		※17条の5の場合のみ記載	
		所在地	鹿児島市〇丁目〇〇〇-〇〇		※上記営業所と同じ必要である必要	
	建設工事の内容(二(2))	土木一式工事		※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額(二(3))	5,000万円		※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要		
	移動時間(二(4))	1時間		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要		
	下請次数(二(5))	3		※3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の 確認方法(二(7))	建設キャリアアップシステム、建設キャリアアップシステムとAPI連携したシステム等				
	情報通信機器(二(8))	スマートフォン、タブレット端末、WEB会議システム等				
	連絡員(二(6))	氏名	建設 一朗			
		所属会社	(株)〇〇建設			
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の 場合に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間		
			〇〇工事	令和5年1月	～	令和5年10月
〇〇工事			令和6年1月	～	令和6年8月	
合計		1年 6月				
建設工事2	工事名称(二(1))					
	所在地(二(1))					
	建設工事の内容(二(2))			※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額(二(3))			※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要		
	移動時間(二(4))			※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要		
	下請次数(二(5))			※3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の 確認方法(二(7))					
	情報通信機器(二(8))					
	連絡員(二(6))	氏名				
		所属会社				
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の 場合に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間		
				年 月	～	年 月
				年 月	～	年 月
	合計		年 月			

※1:建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第17条の2第1項第5号又は第17条の5第1項第5号の該当する号等, 他同じ

監理技術者の兼務を予定している場合の確認事項

住	所
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	

1 確認事項

建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者の配置を予定している場合は、次の表の□にレ又は■を記入の上、一般競争入札においては入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限までに、指名競争入札においては落札決定後に、本様式を提出すること。なお、工事途中に当該規定の適用を受ける監理技術者を配置する場合においても、本様式を提出するものとする。

☐	建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者の配置を予定している。
☐	(1) 低入札価格調査の対象工事でない。（明らかな場合にのみチェック）
☐	(2) 建設工事共同企業体により入札に参加又は工事を施工している者でないこと。
☐	(3) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
☐	(4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（主任技術者の有資格者に限る。）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
☐	(5) 監理技術者補佐は入札参加者（受注者）と直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にあること。
☐	(6) 同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までであること。
☐	(7) 監理技術者が兼務しようとする2件の工事が、同一の地域振興局若しくは支庁管内に属する、又は工事現場の相互間隔が概ね10km以内であること。
☐	(8) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
☐	(9) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
☐	(10) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
☐	上記項目を全て満たしている。

【監理技術者が兼務できる地域】

上表(7)について、該当する□にレ又は■を記入し、必要事項を記載すること。

☐	同一の地域振興局又は支庁管内の工事である。	
☐	鹿 児 島 地 域	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村
☐	南 薩 地 域	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
☐	北 薩 地 域	阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町
☐	始 良 ・ 伊 佐 地 域	霧島市、伊佐市、始良市、湧水町
☐	大 隅 地 域	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
☐	熊 毛 地 域	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
☐	大 島 地 域	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
☐	工事現場の相互間隔が概ね10km以内である。	
☐	工事現場の相互間隔	約 （ ） km

2 提出書類

本様式を提出する際は、1の確認事項を証する書類を提出しなければならない。
各確認項目に対応する提出書類の例を次のとおり示す。

(1)	建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
	(提出書類例)
	監理技術者補佐の資格を証する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
(2)	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（主任技術者の有資格者に限る）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
	(提出書類例)
	監理技術者補佐の資格を証する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明書など）
(3)	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にあること。
	(提出書類例)
	健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書等の写しなど、監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明できる書類
(4)	同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までである。
	(提出書類例)
	・ 監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
(5)	監理技術者が兼務しようとする2件の工事が、同一の地域振興局若しくは支庁管内に属する、又は工事現場の相互間隔が概ね10km以内であること。
	(提出書類例)
	・ 同一発注機関管内に工事現場がない場合は、工事相互間隔を示す位置図（必須） ・ 監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
(6)	監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
	(提出書類例)
	現場巡回計画、工程立会計画など
(7)	監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
	(提出書類例)
	連絡体制図など、監理技術者と監理技術者補佐との連絡体制が明らかになる書類（参考様式参照）
(8)	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにできる。
	(提出書類例)
	監理技術者補佐が担う業務を記載した書類（参考様式参照）

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	

(参考様式)

連絡体制及び業務分担

商号又は名称

工事名称

連絡体制

監理技術者		
氏	名	
連	絡	先
兼務する工事名称		
兼務する工事の所在地		

監理技術者補佐		
氏	名	
連	絡	先

業務分担表

	業務(※)	監理技術者	監理技術者補佐
【参考】	□□□□□(具体的な業務名称)	○	○
施工計画	工事全体の施工計画書作成		
	下請の作成した施工要領書の確認		
	設計変更等に応じた施工計画書の修正		
工程管理	工事全体の進捗確認		
	下請間の工程調整		
	朝礼		
	工程会議		
	巡回		
品質管理	下請からの施工報告の確認		
	立合		
	検査		
技術的指導	技術者の配置等, 法令遵守や職務遂行の確認		
	現場作業に係る実地の総括的技術的指導		
その他	発注者等との協議・調整		
	下請からの協議事項に関する判断		
	受注した工事のコスト管理		
	周辺との調整		

※「業務」欄は、通常監理技術者が行う業務について、実態に合わせて加除修正等の必要な変更をしたものを記載し、当該業務に関して監理技術者が担うもの、監理技術者補佐が担うもの、双方が担うものを明確にしてください。